事 務 連 絡 令和7年5月30日

健康保険組合 国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 日本私立学校振興・共済事業団 全国土木建築国民健康保険組合 御中

> 厚生労働省保険局 保 険 課 国民健康保険課

令和6年度後期高齢者支援金の加算・減算制度に係る報告方法等について

後期高齢者支援金の加算・減算制度については、「後期高齢者支援金の加算・減算制度の実施について」(令和2年4月1日付け保発0401第8号厚生労働省保険局長通知)により実施することとしています。

令和6年度の加算・減算制度に係る制度対象の保険者(健康保険組合、共済組合及び全国土木建築国民健康保険組合)の取組実績の報告方法について下記のとおりお示ししますので、ご了知の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 令和6年度の加算・減算制度に係る取組実績の集計の考え方について 平成30年度以降の後期高齢者支援金に係る加算・減算制度の適用に当たっ ては、加算については保険者の特定健診・保健指導の実施率により算出し、減 算については保険者の取組の総合評価により算出することとなります。

具体的には、令和6年度分の後期高齢者支援金に係る加算・減算については、 令和5年度における特定健診・保健指導の実施率及び令和6年度における特定 健診・保健指導以外の取組項目の実績により算出します。

2. 具体的な集計方法について

- ①提出いただく必要のない評価項目
- 特定健診・特定保健指導の実施率
- 被扶養者の特定健診・保健指導の実施率(※)全国土木建築国民健康保険組合を除く
- 肥満解消率
- ・ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関 受診率
- ・ 3疾患(高血圧症・糖尿病・脂質異常症)の状態コントロール割合
- ・ マイナ保険証の利用促進
- 後発医薬品の使用割合
- ・ 運動習慣の改善
- ・ 食生活の改善
- ・ 睡眠習慣の改善
- 飲酒習慣の改善
- 喫煙対策

②その他の取組の実施状況

・ 上の①以外の評価項目については、次のとおり、実施の翌年度に保険者より厚生労働省へ提出していただき、加算・減算の適用に当たっての算出を行います。

ア. 健康保険組合

各組合からデータヘルス・ポータルサイトへの入力により、ご報告いた だきます。また、併せて令和6年度データヘルス計画の実績報告も行って いただきます。

- イ. 共済組合及び全国土木建築国民健康保険組合 各組合より取組状況を提出していただきます。具体的な方法について は別途お示しいたします。
- 提出期限は、令和7年6月末日とします。
 - ※提出期限までのご提出が難しい場合には、事前に下記(照会先)に ご連絡願います。

(照会先)

厚生労働省 保険局 保険課

担当:宮下・平野・外舘・清水・冨田

E-mail: kagensan@mhlw.go.jp